

## 第5章 基本構想の再見直し、検証

この基本構想は、平成 15 年度に構想期間を平成 15 年から 24 年まで 10 年間として策定しましたが、策定後の地域生活移行の状況、社会環境の変化等に対応するため、平成 18 年度に見直しを行いました。

今後、平成 19 年度に新居住棟が利用開始、平成 20 年度から指定管理者による自立的運営が開始、平成 21 年度に指定管理者の更新、平成 23 年度末までの新事業体系への移行などが予定されています。

また、障害者自立支援法も、その附則において施行から 3 年を目途に見直すことと規定されています。

このように、西駒郷にとって今後は状況が大きく変動する時期ですので、基本構想の対象期間の最終年である平成 24 年度までの中間時期（平成 21 年度頃）に再度見直し、進行状況の点検を行うこととします。

また、最終年である平成 24 年度には、基本構想期間 10 年間の西駒郷の取組と県の知的障害者福祉施策全体の進捗を検証し、平成 25 年度以降の施策について検討します。